

令和6年度 前期選抜募集要項

福島県立磐城高等学校

〒970-8026

福島県いわき市平字高月7番地

電話(0246)23-2566

Fax(0246)23-5074

1 通 学 区 域

通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

2 募 集 定 員

全日制の課程 普通科

1 特色選抜

募集定員 280 名の 5 %程度とする。

2 一般選抜

募集定員 280 名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

3 出 願 資 格

出願資格については、次の1の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、1に加えて2の条件も満たす者とする。

1 次の(1)、(2)のいずれかに該当する者

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

2 下記を踏まえ、自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

本校の伝統である「文武両道」のもと心身を鍛錬し、学業とその他の活動をもって自己実現を目指すとともに本校の活性化に寄与できる生徒とする。具体的には、次の4点をすべて満足できる生徒を求めている。

(1) 中学校における学業成績が優秀である。

(2) 中学校在籍時にスポーツ・文化活動において優れた実績または高い能力を有し、本校に設置されている部の活動をさらに活性化させることができる。

(3) 本校在学中は学業に精励するとともに、スポーツ・文化活動を3年間継続して自らの能力を伸張し、学校内外で模範的存在となることができる。

ただし、以下に示す部活動とする。

〈スポーツ活動分野〉 **野球（男）、ラグビー（男）、陸上競技（男女）、テニス（男女）**

〈文化活動分野〉 **吹奏楽（男女）**

(4) 将来は様々な分野のリーダーとして社会に貢献したいという強い意志を持つこと。

4 出 願 方 法

1 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。

2 上記1以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

6 出 願 期 間

令和 6 年 2 月 5 日(月)から 2 月 8 日(木)までとする。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒（長形 3 号）を同封の上、令和 6 年 2 月 8 日(木)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

1 中学校卒業生及び卒業見込の者

(1) 入学願書（所定の用紙）

(2) 令和 6 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

ただし、年齢 20 歳以上の者については、調査書の提出を免除する。

なお、提出期間は令和 6 年 2 月 15 日(木)から 2 月 16 日(金)までとする。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(3) 特色選抜志願理由書（本校公式ホームページに掲載してある所定の様式）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

(4) 受験票用紙（学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

(5) 入学検定料納付済証明書用紙（中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

2 上記 1 以外の者

(1) 入学願書（上記 1 (1)に同じ）

(2) 特色選抜志願理由書

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。（上記 1 (3)に同じ）

(3) 健康診断書（令和 6 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの）

(4) 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

(5) 受験票用紙（学科名、志願者氏名を記入したもの）

(6) 入学検定料納付済証明書用紙（志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

3 入学願書には、入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

4 東日本大震災により避難している場合、上記のほかに書類が必要となる場合があるので、確認の上提出する。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出期間は、令和 6 年 2 月 15 日(木)から 2 月 16 日(金)までとする。

郵送の場合には、2 月 16 日(金)の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

9 県外等からの出願

1 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

2 上記 1 以外の県外からの志願者は、この要項に示した「7 出願に必要な書類」の出願書類のほかに、次の書類を提出する。

(1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（所定の様式）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

(2) 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

3 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、この要項に示した「7 出願に必要な書類」の出願書類のほかに上記 2 (2) の書類を併せて提出する。

4 東日本大震災により避難している場合、上記のほかに書類が必要となる場合があるので、確認の上提出する。

10 願 書 受 付

1 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

2 次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。

(1) 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

(2) 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出 願 先 変 更

志願者は、令和 6 年 2 月 9 日(金)から 2 月 14 日(水)までの期間内で、1 回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

12 選抜方法・選抜資料

1 特色選抜

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色選抜に係る面接（以下「面接」という。）の結果、特色検査（以下「実技」という。）の結果を資料として選抜を行う。選抜に当たっては、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

(1) 学 力 検 査 学力検査の満点を 250 点とする。学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

① 日 時 令和 6 年 3 月 5 日(火) 午前 9 時～午後 3 時 10 分

② 日 程

9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

国 語	休	数 学	休	外国語 (英 語)	昼 食	理 科	休	社 会
-----	---	-----	---	--------------	-----	-----	---	-----

(50 分) (20 分) (50 分) (20 分) (50 分) (60 分) (50 分) (20 分) (50 分)

③ 会 場 福島県立磐城高等学校

④ 受 付 午前 7 時 30 分より午前 8 時 15 分まで本校南体育館で行う。なお、受験場は当日指示する。

⑤ 持参物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

なお、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類、検査の趣旨に反するものは持ち込まないこと。

また、「ハンカチ」・「ティッシュペーパー」の使用を希望する者は、試験開始前に監督者に申し出ること。

- (2) 特色選抜志願理由書 本校への志願動機及び将来の抱負、高校生活で特に学び実践したいこと、中学校時の実績の具体的内容などについて、本人が記入する。
- (3) 調査書 「各教科の学習の記録」は 135 点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は 35 点満点とし、合計 170 点を満点とする。
- (4) 面接 個人面接を実施する。点数化し、30 点満点とする。
- (5) 実技 志願する種目や技能について実技を実施する。点数化し、100 点満点とする。
- (6) 面接及び実技の日時・会場
- ① 日時 令和 6 年 3 月 6 日（水） 午前 9 時より
 - ② 会場 福島県立磐城高等学校
 - ③ 受付 午前 7 時 30 分より午前 8 時 15 分まで本校南体育館で行う。なお、受験場は当日指示する。
 - ④ 持参物 受験票、上ばき、昼食、実技において必要な持参物（詳細については、この要項に示した「16 実技において必要な持参物」を参照すること。）
 なお、計算機能や言語表現機能を有するもの及び携帯電話等の通信機器、検査の趣旨に反するものは持ち込まないこと。
 - ⑤ その他 控室で面接を待つ間の学習は許可する。

2 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。調査書の「各教科の学習の記録」は 195 点満点とし、「特別活動等の記録」は点数化しない。学力検査と調査書の成績の比重は、学力検査の成績を 5 倍する。学力検査については、上記 1 (1) ①～⑤に定めるところによる。

13 合格者発表

- 1 令和 6 年 3 月 14 日（木）正午以降に、本校で発表する。
- 2 合格者に対して、合格通知書を交付する。
- 3 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

14 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

1 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部または一部を欠席した者
 - ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
- なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し、判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

2 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

3 追検査等受験の手続き

- (1) 在学（出身）中学校長は事前に本校校長に連絡する。
 ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外については、直接、本校校長に連絡する。
- (2) 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（所定の様式）を令和 6 年 3 月 7 日（木）午後 4 時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。
 ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外については、直接、本校校長に提出する。

(3) インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部または一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。

(4) 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（所定の様式）を交付する。

4 追検査等について

追検査等については、出願と受験の状況によって下表のA～Eの5パターンがある。A～Eにおける開始時間と終了時間の目安は次のとおりである。

なお、実際の受験者数によっては、終了時間が変更になる場合がある。

	出願パターン	前期選抜受験状況		追検査等
		一般選抜	特色選抜	
A	一般選抜のみ	欠席		学力検査
B	特色選抜のみ		欠席	学力検査と面接・実技
C	一般選抜と特色選抜	欠席	受験	学力検査
D	一般選抜と特色選抜	受験	欠席	面接・実技
E	一般選抜と特色選抜	欠席	欠席	学力検査と面接・実技

(1) A、B、C、Eの場合

9:00		14:45		
A		学力検査の追検査		
C				
9:00		14:45		16:10
B		学力検査の追検査	面接	実技
E				

(2) Dの場合

14:45		16:10	
D		面接	実技

5 追検査等の日時、日程及び会場

(1) 日 時 令和 6 年 3 月 11 日 (月) 午前 9 時～午後 4 時 10 分

(2) 日 程

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45	16:10
国 語	休	数 学	休	外国語 (英 語)	昼 食	理 科	休	社 会	面接	実技

(50分) (15分) (50分) (15分) (50分) (50分) (50分) (15分) (50分)

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

(3) 会 場 福島県立磐城高等学校

(4) 受 付 午前 7 時 30 分より午前 8 時 15 分まで本校生徒昇降口で行う。ただし、学力検査を受験せず、面接及び実技のみを受験する場合は、午後 1 時 15 分より午後 2 時まで本校生徒昇降口で行う。なお、受験場は当日指示する。

(5) 持参物

① 学 力 検 査 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

なお、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類、検査の趣旨に反するものは持ち込まないこと。

また、「ハンカチ」・「ティッシュペーパー」の使用を希望する者は、試験開始前に監督者に申し出ること。

② 面 接 ・ 実 技 受験票、上ばき、実技において必要な持参物（詳細については、この要項に示した「16 実技において必要な持参物」を参照すること。）

なお、計算機能や言語表現機能を有するもの及び携帯電話等の通信機器、検査の趣旨

に反するものは持ち込まないこと。

- ③ その他 控室で面接を待つ間の学習は許可する。

6 その他

インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

15 そ の 他

1 選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

(1) 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書（所定の様式）を令和 6 年 3 月 7 日（木）午後 4 時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思確認書を受けた場合、本校校長は一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書（所定の様式）を交付する。

なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについてはこの募集要項に示した「14 追検査等の実施」の「3 追検査等受験の手続き」に定めるところによる。一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

2 前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和 6 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

3 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

4 本校の公式ホームページのURLは、<https://iwaki-h.fcs.ed.jp> である。

5 この募集要項に記載のないことについては、「令和 6 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

16 実技において必要な持参物

1 スポーツ活動分野を受験する者

- (1) 全員、運動着と体育館用シューズを持参する。
- (2) 受験する種目等に応じて、下記の用具を持参する。
- (3) 雨天の場合は、室内で実技を行う。

部 活 動	持 参 す る 用 具
野 球	外用シューズ（スパイク可）、グラブ
ラ グ ビ ー	外用シューズ（スパイク可）
陸 上 競 技	外用シューズ（スパイク不可、走ることに適したもの）
テ ニ ス	テニスシューズ、ラケット

2 文化活動分野を受験する者

部 活 動	持 参 す る 用 具
吹 奏 楽	・ 自分の演奏する楽器（打楽器とコントラバスについては本校の備品を使用することができる） ・ 楽譜（3 分間程度の自由曲、ジャンルは問わない） ・ 録音された伴奏音源及び再生用機器（伴奏音源を使用して演奏する場合）

3 その他（すべての受験者）

水分補給のための飲料水等